

障害児通所支援に係る利用者負担軽減制度の見直しを求める意見書

障害児通所支援は、障がいのある子どもが日常生活や社会生活に必要な力を身につけ、将来の自立につなげていく重要な支援である。

しかしながら、現行制度では、所得区分により利用者負担額が大きく変わり、一定の所得を超えた世帯では月額３万７２００円の負担となる場合がある。特に障害児通所支援は、就学前の発達支援に限られるものではなく、就学後も児童の成長や生活能力の向上、社会参加等を支えるため、継続的に利用される場合がある。

また、近年は物価上昇や企業による賃上げにより名目上の所得は上がっている一方で生活費の負担も増加しており、所得区分のみで利用者負担を判断する現行制度は、障がい児を育てる家庭の実態とは合わなくなってきている。

また、愛知県内では９自治体が独自の軽減措置を行っており、現行制度による利用者負担について、自治体が独自に配慮を行っている事例が存在している。

障がい児を育てる家庭が、住んでいる自治体や所得区分によって過度な負担が強えられることなく、安心して継続的な支援を受けられるよう、国において制度の見直しを行うよう、強く要請する。

記

- １．障害児通所支援に係る利用者負担上限額について、就学後も継続的な支援が必要となる実態、近年の物価上昇及び賃金動向等を踏まえ、見直すこと。
- ２．障がい児が就学後も必要な支援を継続して受けられるよう、障害児通所支援に係る利用者負担の軽減措置を拡充すること。
- ３．障害児通所支援の利用者負担制度について、所得区分だけでなく、障がいの程度や支援の必要性、利用実態等を踏まえ、必要な支援を継続的に受ける児童とその家庭に過度な負担が生じることのないよう、制度の在り方を検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月１８日

愛知県犬山市議会
議長 大 沢 秀 教

提出先

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長